

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第34号

答申番号：令和4年度答申第32号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、主な病名が統合失調症であり、薬がないと不安定であること、アルコール依存症の状態のみにより手帳が承認されないのは虐待であることなどから、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 手帳の交付の可否及び障害等級の判定は、精神保健福祉センター（以下「センター」という。）が精神保健指定医その他精神障害の診断または治療に従事する医師の診断書（以下「指定医等診断書」という。）に基づき行うこととされている以上、原処分を違法又は不当であるということとはできない。

(2) 請求人の日常生活能力の障害の原因となっている精神障害（機能障害）について、精神病性障害である可能性を除外することができず、統合失調症による機能障害及び日常生活能力の程度を確認することは困難である。本件診断書によると、精神作用物質であるアルコールの不使用期間は2か月未満であり、6か月以上の断酒が継続されていない状況において日常生活能力の判定はできない。

(3) 以上のとおり、本件診断書の記載内容から「精神疾患（機能障害）の状態」と「能力障害（活動制限）の状態」を総合的に判断した結果、請求人の手帳を非該当としたものであり、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、本件診断書に沿ってセンターの総合的な判定を受けて行われており、処分庁の判断に違法又は不当な点はないというべきである。

2 本件診断書によると、請求人の精神作用物質の不使用期間は2か月未満である。よって、主たる精神障害である統合失調症について、精神病性障害によるものか否かの鑑別診断をすることができず、統合失調症であるとの確定診断をすることもできない。

3 また、本件診断書によると、請求人は、日常生活又は社会生活に一定の制限を受けていることが認められるものの、一定期間のアルコール不使用により幻覚・妄想等が改善する可能性も否定できないことから、断酒の期間が2か月に満たない状況において、日常生活能力の判定はできないものとした処分庁の判

断を違法又は不当ということはできない。

4 センター所長は、以上のような本件診断書の内容から、認定の基準に照らし、精神疾患（機能障害）の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的な判定を行った結果、非該当と総合判定したことが認められる。

5 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年1月24日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月31日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

手帳の交付は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき都道府県知事が行うものとされ、同法及び「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」によると、手帳の交付の可否及び障害等級の判定は、指定医等診断書に基づいて都道府県が設置する精神保健福祉センターが行った判定結果を受けて、都道府県知事が行うこととされ、手帳の更新及び変更の申請に当たっても、同様の取扱いとされている。

そして、「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）の別添1「精神障害者保健福祉手帳等級判定基準の説明」によると、中毒精神病は、アルコール等の嗜好品を含む精神作用物質の摂取によって引き起こされる精神及び行動の障害を指すものとされ、状態像及び症状については、「中毒精神病に現れる残遺及び遅発性精神病性障害には、フラッシュバック、パーソナリティ障害、気分障害、認知症等がある」と説明されている。また、精神病性障害に当たる場合は、手帳の交付対象とはならない。

そこで本件についてみると、請求人の主たる精神障害は「統合失調症」であるが、従たる精神障害は「アルコール依存症」とされている。また、統合失調症及び中毒精神病の病状については、精神疾患（機能障害）の状態において、アルコールの使用に起因する精神障害である「精神病性障害」である可能性は否定できないところ、「精神病性障害」の消失には、6か月要するとされている。かかる医学的知見に照らせば、断酒の期間が2か月に満たない状況において統合失調症及び中毒精神病かどうか確定することはできない。併せて、能力障害（活動制限）においても、一定期間の断酒により幻覚・妄想等が改善する可能性も否定できないことからすると、断酒期間が2か月に満たない状況において日常生活能力についても判定することはできない。

これらのことから請求人の障害等級を適切に判定することができないとして非該当としたセンターの判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも看過し難い過誤欠落又は著しく不合理な点はなく、違法又は不当な点は認められないというべきである。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄

却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 鳥 井 賢 治

委員 日 笠 倫 子